

◎新潟県告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成17年12月27日新潟県告示第2287号）を次のとおり解除する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大面地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(2)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(3)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(4)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(5)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大面(6)地区	三条市大面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺西地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(2)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高安寺(3)地区	三条市高安寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）